

公益財団法人広島平和文化センター役員等の報酬、費用弁償等支給規程

(昭和51年4月1日規程第1号)

改正	昭和51年3月28日	昭和62年3月26日
	平成2年12月21日	平成4年3月11日
	平成10年3月30日	平成13年3月29日
	平成22年9月29日	令和5年2月1日
	令和5年4月1日	

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人広島平和文化センター（以下「センター」という。）の定款第16条及び第33条の規定に基づき、役員等の報酬、通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、費用弁償、旅費及び退職手当並びに評議員の費用弁償及び旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員 理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員 評議員会で選任された役員のうち、センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員 常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等 認定法第5条第13号に規定する報酬等をいい、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用 職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等の経費をいう。

(常勤役員等の報酬等)

第3条 常勤役員（広島市から派遣を受けている役員（以下「派遣役員」という。）を除く。第7条において同じ。）に対して、報酬並びに通勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当を支給する。

- 2 常勤役員等の報酬は月額とし、別表に定める額を超えない範囲内で広島市長と協議して会長が定める。
- 3 通勤手当の額、支給条件及び支給方法は、センターの職員の例による。
- 4 管理職員特別勤務手当の額及び支給条件は、広島市長と協議して会長が別に定める。
- 5 期末手当及び勤勉手当の額は、報酬の月額及びその月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、センターの職員の期末手当又は勤勉手当の例により一定の割合（広島市を退職後採用された役員については、広島市長と協議して会長が定める割合）を乗じて得た額とする。
- 6 報酬並びに管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法については、それぞれセンターの職員の給料並びに管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方

法の例による。

（非常勤役員等の費用弁償）

第4条 非常勤役員（広島市の職員でセンターの役員になっているものを除く。）及び評議員が、理事会又は評議員会に出席したときは、必要な費用を弁償する。

2 費用弁償額は、日額とし、その額は、予算の範囲内において会長が定める。

（派遣役員の給与）

第5条 派遣役員の給与の種類、額、支給方法については、広島市の一般職の職員の例による。なお、派遣役員の給料の月額、別表に定める額を超えない範囲内で広島市長と協議して会長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、派遣役員であって公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年広島市条例第62号）第4条又は第8条の規定により広島市から給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給」という。）の全部又は一部を支給される者の給与については、広島市から当該基本給が支給されないと仮定した場合に前項の規定によりその者の受けるべき給与から広島市から支給される当該基本給の額を減じるものとする。

（旅費）

第6条 役員及び評議員がセンターの用務のため広島市の区域外に旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の額は、理事長にあっては、広島市職員等の旅費に関する条例（昭和27年広島市条例第17号）に規定する8級の職務にある者相当のものとし、その他の役員及び評議員にあっては、7級の職務にある者相当のものとする。

3 派遣役員の旅費の額については、前項の規定にかかわらず、広島市の一般職の職員の例による。

4 前3項の旅費の支給方法については、広島市の一般職の職員の例による。

（退職手当）

第7条 常勤役員（広島市を退職後採用された役員を除く）が退職したときは、その者（死亡による退職のときは、その遺族）に退職手当を支給する。

2 退職手当の額、支給条件及び支給方法については、センターの職員の例による。

（公表）

第8条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（委任規定）

第10条 この規定の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和 5 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 6 2 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 2 年 1 2 月 2 6 日から施行する。
- 2 改正後の財団法人広島平和文化センター役員報酬・費用弁償等支給規程（以下「改正後の報酬等支給規程」という。）は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 3 改正後の財団法人広島平和文化センター役員報酬・費用弁償等支給規程の規定に基づいて平成 2 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間に支払われた報酬等は、改正後の報酬等支給規程の規定による報酬等の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 広島市を退職後この規程の施行の日前に採用された役員の退職については、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、公益財団法人広島平和文化センターの設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条、第 5 条関係）

区 分	金 額
理事長	8 4 0, 0 0 0 円
その他の役員	8 1 0, 0 0 0 円